

令和元年度 第4回 八千代市子ども・子育て会議

開催日時 令和元年12月20日(金) 午前10時00分～午前11時10分

場 所 八千代市役所 別館2階 第1会議室

議 題 第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案(最終稿)について

出席者 委 員 別府委員(会長)、笠原委員、北村委員、小森委員、大同委員、河島委員、藤澤委員、宍浦委員、田中委員(順不同)

八千代市 <子育て支援課> 斉藤課長、市原副主幹、澁谷主査、江波戸主査  
<子ども保育課> 平田課長、伊藤副主幹、春田副主幹、石橋主査  
<子ども福祉課> 毛塚所長  
<母子保健課> 原課長、中村副主幹、伊藤副主幹  
<事業者> 株式会社 名豊

公開または非公開の別 公開

傍聴者 1名

## 1 開会

事務局 定刻になりましたので、ただ今から令和元年度第4回八千代市子ども・子育て会議を開催いたします。委員の皆様、本日はお忙しい中にも関わらずご出席いただきまして、ありがとうございます。議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます子育て支援課の市原と申します。よろしくお願いいたします。

会議に入る前に、本日の欠席者のご報告をさせていただきます。本日は、石井委員、丸山委員、緑川委員、朝比奈委員、柿沼委員、佐藤委員がご都合により会議を欠席いたしておりますが、丸山委員の代理として、大越様に代理として、ちょっと遅れているようなのですが、ご出席いただく予定です。

それでは、本日の会議の説明をさせていただきます。出席者が委員定数の半数以上に達しておりますので、八千代市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、会議として成立していることをご報告いたします。

また、本日の会議は、八千代市審議会等の会議の公開に関する要領第4条各号の規定により、個人に関する事項等を審議する会議に該当しないことから、同条の規定により会議を公開しております。

会議の公開に際しまして、会議録を作成し、ホームページ等での公開を予定しておりますので、あらかじめご了承ください。

次に、傍聴人にお知らせいたします。配布資料の閲覧につきましては、同要領第7条の規定により、会議中のみの閲覧とし、会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。ただし、配布資料の写しの交付を希望される場合は、八千代市情報公開条例第18条第1項の規定により、費用の徴収をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。1つ目「令和元年度第4回八千代市子ども・子育て会議 会議次第」、2つ目「資料1-4-1 第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画（案）」、以上が会議資料となります。資料の不足等がある方はいらっしゃいませんか。

それでは、不足等がないようでしたら、先に進めさせていただきます。議長、よろしくお願いいたします。

## 2 議題

### 第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案（最終稿）について

議長 それでは、資料の確認が取れましたので、早速議題に入らせていただきます。会議はここから1時間程度、大体11時頃の閉会を予定しておりますので、議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議題「第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案（最終稿）」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、私の方から議題について説明させていただきます。

資料1-4-1をご覧ください。まずは、誤字や文言の修正を除いた、素案第1稿からの変更点などについて説明させていただきます。説明にあたって、ページが前後するところもございますが、あらかじめご了承ください。

それでは、3ページ目をご覧ください。一番下の「計画の期間」でございしますが、お手元の資料ではまだ修正はしていませんが、この後修正予定があり、「中間年度の令和4年で必要に応じて計画を見直します」という旨の記述を追加する予定でございします。

次に、7ページの下段をご覧ください。「児童数の推計」が入っていると思いますが、教育・保育事業などを展開していく上で基礎資料となりますので、今回最終稿に、この子どもの人口推計を記載したところでございします。8ページ目には、各年度の年齢ごとの推計も載せています。各地区の人口推計については、今後作成する「資料編」に載せる予定でございします。

続いて、42ページをご覧ください。個別の事業に入る前に、事業の一覧をこちらに掲載しました。ここで、★印がついている事業がありますが、これは前回の会議で委員さんからご意見をいただいたところですが、新規事業あるいは取組内容の見直しを行い、現行計画と異なる取組を行う事業に対してこの黒い星印がついております。

次に、45ページをご覧ください。ここからが個別の事業を掲載しております。まずは、前回の会議でご意見を伺ったところですが、支援事業計画の教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の13事業になりますが、その事業と、次世代行動計画の事業の掲載方法が、表を使って事業を掲載していたり、単に文章だけで事業を掲載していたりと、整合性がなく、非常に分かりにくくなっていたところを、この45ページの表のように、新事業計画に該当する事業についても、次世代事業と同様に、このように表で事業を掲載することで、統一した表現といたしました。こうすることで、第2期目の支援事業計画として推進していく事業というのが全てこういった表中に記載されることになりまして、今後の評価の対象となる71の事業が一目でわかるようになったのではないかと思います。

他にも、支援事業計画の部分の事業につきましては、こちら45ページにあるように、「確保方策の考え方」であったり、今後の方向性なども、特筆すべき事項がある場合に、このような枠線の中でその考え方などを示しております。素案第1稿では、事業概要の後に量の見込みや確保方策の表がすぐに来ていたので

すが、今回の最終稿では、このようにまず、考え方などを示した上で、量の見込みや確保方策に入っていけるように、先に確保方策の考え方や今後の方向性などを持ってきました。

それでは、前回の会議では、確保方策についてあまり触れておりませんでしたので、教育・保育施設等の整備事業の確保方策の考え方について少し説明をさせていただきます。

まずは、1号認定について、50ページと51ページ、52ページなどがありますが、51ページや52ページなどを見ていただいて、1号認定の欄を見ていただくと、過不足のところがマイナスになっていると思います。本来であれば、ここが0以上になるように確保方策を立てるところですが、45ページの考え方で示しているとおり、1号認定については、送迎バスの利用をされる方も結構いらっしゃるって、広範囲で利用されているというところを踏まえて、47ページをご覧くださいまして、市全体では1号認定は確保されておりますので、特段1号認定については確保方策を立てておりません。

次に2号認定についてですが、2期目の計画においてでも教育希望の強い層とそれ以外、その他の層を区分して掲載する必要がありますので、2期目の計画では、47ページにもあるように、2号認定の欄、「教育希望」と「保育希望」という形で区分することといたしました。2号認定の保育希望の確保方策については、現状の定員数であれば不足が生じない見込みとなっておりますので、こちらも新たな確保方策は計画しておりません。

一方、教育希望の方ですね、こちらの方は、現状の受け皿数では不足が生じてしまいますので、預かり保育等の拡充で確保方策を見込んでおります。

例えば、48ページをご覧ください。令和2年度の2号認定、教育希望のところ「35」となっていると思いますが、令和3年度では「70」となっていると思います。このように年度間で数字が増えているところは、その年度までに何らかの手法で受け皿の確保を行っていく必要があります。八千代市ではそこを預かり保育等で確保方策を立てております。

また、次の49ページをご覧ください。逆に、年度間の確保方策に変動がないところは現状のままの定員数で足りる見込みのため、特に受け皿の確保を行っていかないことを意味しております。

原則として、国からは令和2年度末までに待機児童を解消するように示されておりますので、八千代市においても可能な限り、令和3年度当初で不足が生じないような確保方策を見込んでおります。

次に、3号認定について、53ページをご覧ください。八千代台地区ですが、1、2歳に不足が多く生じておりますので、段階的に受け皿の拡充を行っていき、令和6年度に、令和3年度だとなかなか難しいところがありまして、令和6年

度で不足分を解消する計画としております。確保方策としては、保育所等の新設による受け皿の確保ではなく、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）、これは幼稚園で2歳児を受入れる事業になりますが、これにより確保方策を見込むとともに、公立保育園の1、2歳枠の定員を拡充し、幼稚園等の既存施設と連携を図ることを想定した確保方策を見込んでおります。

45 ページに戻っていただきまして、基本的には、こちらの事業概要でも記載しているとおり、2、3号認定については、この確保方策に基づき、必要な量を整備していくこととなりますが、実際に待機児童が生じていなければ、この計画の数字上で不足が生じていても、整備は行っていきません。反対に、計画上では不足がない地区でも、保育ニーズが多かったりして、待機児童が生じていれば、新設による保育所等の整備は可能な限り抑えて、この計画で示す2、3号認定の確保方策と同様の手法で、まずは既存施設の最大限の活用を検討して、必要な受け皿を確保していきたいと考えております。この辺のことも、46 ページの方針で示しております。

こちらの46 ページの方針の中で記載しているのですが、睦地区については、ニーズ調査の際のサンプル数が少なく、量の見込みが過大になっていることなどが原因で不足が生じております。地域の特性から、睦地区の方たちは、大和田地区あるいは緑が丘地区の施設を利用する実状がありますので、睦地区については、同地区内での受け皿の確保は見込んでおりません。

このほか、現行計画から変わっているところがありますので、47 ページをご覧ください。確保方策の欄で、「幼稚園の預かり保育等」と「企業主導型保育事業」とありますが、これは、企業主導型の地域枠などを確保方策に含めることができるようになったため、今回の計画から設けております。ちなみに企業主導型の地域枠はかなり流動的な側面もありますので、定員数の3分の1を確保方策として見込んでおります。

ここで、前回の会議での意見を踏まえた修正について、少し説明させていただきます。前回の会議で、「幼稚園や保育園等」という表現をできるだけ、幼稚園や保育園にプラスして「認定こども園」を加えた表現にしてほしいというご意見をいただきましたので、45 ページと46 ページのところで認定こども園を加えた表現とさせていただきます。このほか、13 事業の一時預かり事業のところでも可能なところは認定こども園を加えた表現に修正いたしました。ただ、幼稚園や保育園、認定こども園以外の施設も含んでいるような、それを指すような表現の場合は、文字数の関係もありますが、要望にお応えできていない部分もありますので、あらかじめご了承ください。と思います。

続いて、55 ページをご覧ください。No.7の事業になりますが、これも前回の会議で委員さんからいただいた意見なのですが、幼児教育から小学校にスムー

ズに繋いでいく、あるいは教育内容の接続に向けてより充実してほしいという意見を踏まえまして、こちらにあるように、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」という、教育に関する文言を一文加えて、修正しました。これについては、現在委員さんと調整している箇所もありますので、このあと若干修正が入る予定でございます。

次は、58 ページをご覧ください。ここから 70 ページまでが、13 事業について触れています。13 事業も、先ほどの教育・保育事業と同様のレイアウトとしております。それに伴って、事業概要の言い回しを、その事業がどのような事業なのかを説明する言い回しから、計画事業、評価対象事業として、確保方策を確保していくというような表現に修正いたしました。

それでは、13 事業の中で特に確保方策等で説明が必要な事業について説明させていただきます。60 ページの「放課後児童健全育成事業」をご覧ください。学童保育所になりますが、確保方策の考え方としては、基本的に学校の余裕教室を活用した整備を見込んでおります。

62、63 ページをご覧ください。確保方策は先ほどの教育・保育のところと同様で、現状の定員数では必要な量を確保できない場合に整備を見込んでおり、年度間で数が増えているところは、整備を要するところになります。

また、学童保育の確保方策については、教育・保育とは異なり、令和 3 年度末までに待機児童の解消を図るよう国から示されておりますが、八千代市では令和 2 年度末までに待機児童の解消を目指しているため、それに合わせた令和 3 年度で量の見込みに対応する不足が生じないような確保方策としております。

ここで 1 点、修正させていただきたいのですが、63 ページの大和田地区になります。確保方策のところに誤りがあったため、この場で修正させていただきたいのですが、令和 4 年度に「485」となっていますが、これは「495」に修正させていただきたいと思います。過不足が「-27」、令和 5 年度も 10 増えて「510」から「520」で、過不足は「+1」になります。令和 6 年度、これも 10 増えて「510」から「520」、過不足が「+23」になります。それに合わせて、62 ページの市全域の確保方策も変わってきまして、令和 4 年度「1760」が「1770」になります。令和 5 年度が「1825」から「1835」になります。令和 6 年度、こちらは「1835」から 10 増えて「1845」です。過不足が令和 4 年度で「+7」、令和 5 年度が「+38」、令和 6 年度が「+85」になります。そのように訂正させていただいて、この大和田地区については、先ほどの令和 3 年度末までに解消がなかなか難しいこともあり、大和田地区については、学校外施設の契約期間や空き教室の関係で、学校内の移転整備を令和 4 年で見込んでいるため、不足の解消が令和 5 年度になる見込みです。

続いて 69 ページをご覧ください。こちらの上段の病児保育事業ですが、こちら

も前回の会議で委員さんからいろいろなご意見をいただいたところですので、簡単に説明させていただきます。八千代市の現在の定員数は10人ほどありますが、現状の定員数では不足が生じてしまうことから、令和4年度を目途に、量の見込みに対応する確保方策を計画しております。確保方策については、八千代市の場合、他市と比べて定員数自体はそれほど少なくはないのですが、箇所数が少ないことから、確保にあたっては、その辺りの地域的なバランスを考慮した上で、現状と同程度の定員数の確保を見込んでいるところでございます。次に78ページをご覧ください。こちらは、前回の会議で事務局から医療的ケア児の受入れについて、計画への位置づけを検討している旨を説明させていただきましたが、担当課と調整した結果、No.52のとおり、掲載することにいたしました。

次は84ページをご覧ください。(1)の4行目、これも前回の会議のご意見を踏まえまして、「認定こども園化」という表現を「認定こども園への移行」という表現に修正いたしました。

最後に、86ページをご覧ください。前回の会議でマタニティハラスメントであったり、多くの人に子育てへの理解を示してほしいために、そういったことをイメージしやすいスローガンであったり、キャッチコピーのようなものを計画に載せてほしいというご意見をいただいたところですが、いろいろ事務局で検討させていただいた結果、キャッチコピー的なものを事業計画に載せるということはなかなか難しいため、いただいたご意見の本来の趣旨とは異なると思っておりますが、計画の推進体制にこのような形で載せるようにいたしました。

想定される具体的な取り組みとしては、例えば地域子育て支援センターで行っている「子育てしやすいまちづくりに向けた活動」という取り組みの中で、子育て世代以外の地域の人も参加する「地域情報交換会」という取り組みがあるのですが、ここでは子育て家庭の現状を知ってもらったりすることも目的の1つとしてありますので、そういったような機会を捉えて、子育てに対する理解を推進していくということも可能ではないかと考え、このような形で載せたところでございます。

説明は以上になりますが、今後の予定として、この最終稿でパブリックコメントを実施することを予定しております。日程としては、1月5日(日)から2月3日(月)までのおよそ1か月間実施する予定でございます。結果につきましては次回のこの会議で報告させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。では、事務局から議題について説明がありましたが、前回と同様に、この会議内で議論していく形で進行させていただければと思います。

それでは、何かご意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

藤澤委員 前回、子どもの権利擁護についてどこかで記載をしていただきたいということを確認をお願いをしたかと思います。平成 27 年に最初にできた「八千代市子ども・子育て支援事業計画」ですが、その中で、基本理念に加えて基本的視点ということで、第 1 番目に「子どもが自分らしく生きられる権利を守る視点」というのが入っているんです。私は県の子ども・子育て会議にも出ているのですが、今一番大事にされているというか、これからきちんとやっていかなければならないものは、児童虐待を含めた子どもの権利擁護の視点というのがやはり注目されているところなんです。付け加えていただけたところが、どこかにあるようだったら教えていただいて、できましたら基本理念の 36 ページですかね、そのあたりのところにちょうど空欄がありますし、そのあたりに子どもの権利擁護、子どもの権利を守っていくという文言を入れていただけないかという願いです。

でも、非常にここまでやっていただいたこの計画につきましては、前回の委員の意見を反映していただいて感謝いたしております。

もう 1 点ですが、用語の説明を入れるということでお伺いしているのですが、これが最終稿であるとする、用語の説明はなくなってしまっているのか、その 2 点、要望とお伺いしたいことです。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、こちらは事務局からご回答いただければと思います。

事務局 まず用語解説については、資料編の方に載せるようになります。今回この最終稿というのは、パブリックコメント用になりますので、資料編とかそういったものは原案の方で示していく形になるので、今回パブリックコメントの対象に資料編はしていないので載せておりません。

それから、子どもの権利については、直接的な言葉は出てこないですが、施策としてちりばめられていて、そこは当然押さえているところでございます。基本理念の方も、そういった直接的な言葉は使っていませんが、子どもの権利の尊重を表した書きぶりになっていると思います。直接的な言葉となると、原案の冒頭に市長のコメントが出てくるところがあるのですが、そこでそういった話を含められないかというところは検討させていただきたいと思います。

藤澤委員 子どもの最善の利益の尊重は、もう基本中の基本なので、どこかにやはり言葉として、市長さんのお言葉でも構いませんが、入れていただきたいと思います。もう 1 点、前回、次世代で大事にされてきたのは子どもの意見表明、それから参加の促進を非常に大事にしてきて、虐待の予防については中に載っているのでもよろしいかと思うのですが、「子ども自身が自分の意見を表明し、参加する」というようなこと、そのあたりをどこかに盛り込んでいただけたら、これまで



長い間、八千代の方で大事にされてきたことがまた引き継いでいただけるかなと思います。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。では、他にご意見はありますか。

宍浦委員 八千代市校長会から参りました宍浦と申します。前回の会議に欠席いたしましたので、意見を述べる場がなかったというのがありますが、細かいところで質問とお願いをさせていただければと思います。

73 ページの放課後子ども教室の整備のことですが、下の方にある余裕教室のことで質問させてください。

まず「教職員のためのスペース」というのが書かれていますが、これはどのような教室のことを想定して書いたのかということと、この中身自体は、教育委員会は見ているのかどうかという質問です。まず質問の方からお願いします。

議長 ありがとうございます。こちら事務局からご回答いただけますか。

事務局 素案の方は、関係する課には内容の照会を行っております。

こちらの 73 ページの「教職員のためのスペース」というのは、国から出されている「新放課後子ども総合プラン」の中で、こういった教職員のスペースや地域住民の活動に使うスペースというのがある場合は、一時的な活用を積極的にしていきなさいというふうに示されていますので、その例示をそのまま使わせてもらったということになります。具体的にどういった教室になるのかというのはどうでしょうか、おそらく国の方で想定しているのが、余裕教室がなければそのような教室を、ないところもあるとは思いますが、教職員のそういう打ち合わせをするようなスペースであったりとか、休憩スペースであったりというようなところがあれば、そういったところも放課後子ども教室で使えるように調整していきなさいという趣旨だと思っております。

宍浦委員 ありがとうございます。このように書くと余裕教室を教職員が、今おっしゃったように休憩スペースに使い、教職員のためだけに使っているスペースというふうに捉えられるかと思うのですが、教職員だけが使っているスペースというのは、小学校の場合、職員室がありますが、そこでは自分たちの仕事をする机も置けないぐらい狭い状態で、各教室で仕事をしているのが現状です。そこで会議をやったり、金庫等のいろいろな物が置いてあったりとか、休憩スペースというのをおそらく設けている学校は、今のところ、私の知る限りではないと思います。この教職員のためのスペースというのをここに書いてしまうと、先生たちが使う休憩スペースがあるのではないかというふうに市民の皆様にも捉えられかねないというか、誤解を生むのではないかと思うので、できましたら国の方では示されているのかもしれないですが、ここの文言はカットしていただければと思います。

もう 1 つお願いというか、「学校の図書室や音楽室といった特別教室のほか、体

育館、校庭等」と書いてあるのですが、今現在、放課後子ども教室が開設されている6校のうちの1校が私の学校で、校庭で遊んだり、雨の日に体育館を使ったり、それは全然子どもたちが下校した後でするので構わないのですが、他の教室を使うといった場合に、使ってはいけないということではないのですが、そこで仕事をしている職員もいますし、そもそも余裕教室がいっぱいあるという、おそらく世の中の皆さんの見解かと思うのですが、実はそんなに余裕教室はないというか、ないんですね。そのところをご存じかどうか、学校の中の教室の配置がどういうふうになっているのかということも少し把握していただいて、この事業をやっていただきたいと思います。使うのがダメということではなくて、いざこの計画が始まり、それぞれの学校と協議したときに、うちの学校はここも使えませんよ、あそこもちょっと使ってもらったら困りますよというのが学校から出てきてしまった場合に、計画が上手くいかないということも考えられるのではないかと思うので、特別教室は子どもたちが帰ったら空いているから使えるのだろうという認識はちょっと学校の現状も見えていただから計画を進めていただければと思います。

「多様化した学習や指導方法に対応したスペース」というのも、少人数で子どもが学習したりする部屋だと思うのですが、ここもいろいろな教具や教材が置いてあったり、それに対応する少人数指導という職員がいて、その職員は例えば職員室に自分の机を置くことができないのでそこで全部仕事をしているというような現状の学校もあります。子どもが放課後いないからといって全ての教室が使えるというような認識で計画を進められると、すごく苦しくなってしまうのではないかと思います。もう少し学校の中の現状を把握していただきたいということと、施設管理に関しても、アラームはどこでどのようにセットするのかとか、高学年の5、6年生が授業をやっているときに、低学年の学童や放課後子ども教室の子どもたちがどのように動くのかなど、そういうところまでしっかりと放課後子ども教室を開設するにあたっては、話し合いをしていただけたらと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。そうしましたら、この点は、委員の皆様にもご意見を伺いたいのですが、もし事務局で今のご意見とか具体的な教室等について把握していらっしゃる事があれば、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

現在、放課後子ども教室を実施している学校で、余裕教室をお借りしているところはあるのですが、これから開設に向けた協議をしている学校の中で、余裕教室がないところがあることは、こちらも把握しておりまして、教育に支障のない範囲で進めさせていただくことは基本として考えております。実際教室がない中で、放課後子ども教室を運営しようとするときに、放課後子ども教室の

場合は、学童保育事業とは異なり、部屋を占有するというのではなく、活動に使うものを持って移動するような形で運営が可能な事業になりますので、そのあたりで学校の運営状況等をよく協議させていただいた上で、一か所にこだわらないような運営も含めてできたらよいという考え方でおります。

議長

ありがとうございます。そうしましたら、こちらの文言ですね、おそらく「学校施設の使用計画や活用状況、余裕教室の有無等について十分協議し、」というところと、それから少し下になりますが「各学校で利用できる余裕教室がないか協議していくほか、」というところの「協議していく」という文言について、あとは、具体的に網掛けになっているところのスペースとか教室の具体的な名前が挙がっているところを、このまま具体的に記載していくのが良いか、ちょっとそこまで書くとやはり誤解が生まれてしまう可能性があるのでは、修正した方が良いのか、それについてご意見がありましたら伺えればと思います。いかがでしょうか。

藤澤委員

そもそも放課後子ども教室は文部科学省事業だと思うのですが、担当課が子育て支援課となっていて、このところに教育委員会との具体的な連携と記載されておりますので、校長先生のお気持ちもすごく分かるのですが、一般の市民感覚から言えば、学校の子どもが減っている地域もあって、そこを学童保育所に通わない子どもたちが遊べる場として提供するというのは、できるだけ協力してやって、学校と担当課の方で連携して、空いている所をできるだけ活用してほしいです。

そもそも児童館がない八千代市ですから、そういうところでやっていただけたらというのは、すごく当たり前のように私は感じます。具体的な教室名を書くことに抵抗があるのならば抜いていただいて、余裕教室の一時的な利用だけにするとか、やはり教育委員会ときちんと連携を取っていただいて、各学校の空き状況を協議して、学校は全く放課後子ども教室のことを知らないですと、下校した後はうちの管理ではないですからと、そうではなく、学校の先生もどのような活動をしているのか知っている、あるいは学校の方からも運営委員会に出していただくとか、そのような形で深い連携を取っていただきたいです。学童もそうなのですが、新しく来年学童が設置されたりしますよね。新設の学童があると思うのだけど、それをクラス担任の先生が知らないというようなことも保護者から聞いているので。学校の施設利用というのは、これから八千代市の財政的にも難しい状況であって、既存の施設を活用するのは市民感覚からいうと当たり前なので、教育委員会ときちんと連携を取っていただきたいです。放課後子ども教室は文部科学省管轄ですから、学校の側からも協力をできるだけ図れるような方向性を見出していただきたいです。校長先生がこの文言に抵抗があるということであれば、そこだけ具体的な部屋は削除するという方法が

あると思いますので、できるだけ教育委員会それから学校側と一体になって進めていただきたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。他には今のこの部分について何かありますでしょうか。

穴浦委員 ご意見ありがとうございます。放課後子ども教室をやっている方は、地域のボランティアの方であったり、本校の保護者であったり、よく知っている方が皆さん来ていただいているので、学校と全然何ら関わりがないということではなく、うちの学校は学童もあり、放課後子ども教室もありますけど、ない学校もたくさんあって、放課後子ども教室とは何かという状況があるので、今おっしゃっていただいたように、教育委員会ともう少しやりとりがあれば良いなということがあるので、ここに載せる、載せないは別にして、これからそういうことで進めていただけたらと思います。

私がこだわったのは、教職員のためのスペースというところだけなので、特別教室を使ってはいけないということではなくて、よく話し合いができるような状態にしていきたいと思いますということです。放課後子ども教室を知らない職員が転勤してきた場合に、ちょっとトラブルになったりということがあったので、保護者との話というのがあったので、今お話しさせていただいたところです。

議長 ありがとうございます。そうしますと、74 ページの方に「教育委員会との具体的な連携」ということが書かれておりますので、これを実践していただくというところですね。

それから、そのスペースの名前についてですが、名称を挙げてしまうと、使えるのではないかというような印象を与えてしまうこともあるかなと思いますし、これを書かないという形で修正できればと思いますが、それでよろしいですか。はい。ではこちらは、教職員のためのスペースというのは削除ということで、事務局に提案させていただければと思います。

では、その他に何かご意見ありましたらお願いいたします。

田中委員 69 ページの「病児・病後児保育事業」のところですが、「今後の方向性」を見ると「地域的な偏りを考慮した上で、必要な受け皿の確保に努めます」と書いてあるのですが、「令和4年度を目途に確保します」ということで、期限を区切って目標を立てていることは良いと思います。ただ、この数値なのですが、第1稿のときの数値を見ると、既に確保されているような、令和2年度、令和3年度とも確保できている形になっているのですけれども、この辺は現実的なところに目標を変えたということなのですか。

あと、その下のファミリーサポートセンター事業の確保方策のところも、前の数値と大幅に数値が変わっているのですが、この辺はどういうことなのですか。

- 議長            こちらは、事務局からお答えいただきたいと思います。いかがでしょうか。
- 事務局        第1稿の時点では、確保方策がまだ固まっておらず、暫定的なものを入れさせていただいた感じになります。今回、病児保育については、令和4年度にということで区切って、要するに令和2年、3年だとまだ確保方策は現状のままになるので、令和3年までは2920という現状の数字のままになっております。ファミリーサポートセンター事業についても、確保方策については暫定的なものを取りあえずイコールになるような形で入れさせてもらって、こういうような形になりますよとイメージ的なもので入れさせてもらっていますので、今回最終稿で示した確保方策というのが、最新の数になっております。
- 田中委員     はい。わかりました。「地域的な偏りを考慮した上で」ということは、今は勝田台ですよね、1か所しかありませんけれども、それをどこか他のところにも広げていくという考えでよろしいですか。
- 事務局        おっしゃるとおりでございます。現在、勝田台の市境の方でございますので、こういった地域的なバランスも考慮して、そういったところも含めて確保方策を検討していくということでございます。
- 田中委員     わかりました。それともう1点、57ページのところですが、「No.12 不登校・ひきこもり児童への支援」というところですが、近年、非常に不登校が問題になっていると思います。その延長としてひきこもりということが問題になっているということなので、ここに書いてあるものとして、適応支援センターですかこれは、「フレンド八千代」ですよね。これはそうなった人の対応ということだと思いますけれども、その前に、学校で何かできることはないかということで、不登校生徒の早期発見・早期対応ですね、学校で早期に対応するということが必要だと思います。そのなかでやはり、今学校の中で、いわゆるコーディネーター的な役割を果たす人を明確化しているのかどうか、その辺は分かりませんか。
- 議長            こちらについては、いかがでしょうか。今ご質問がありましたけれども。事務局からご回答できる点はありますか。
- 事務局        担当課が実際に取り組んでいる具体的な事業内容というものは、うちの方では把握していないのですが。この辺は、宍浦委員の方で何かご存じないでしょうか。
- 田中委員     特に誰を責任者とするというような、コーディネーター的で不登校対応の担当の先生を誰にするとか、そういうことは特に決まっていますか。
- 宍浦委員     生徒指導の担当というのは各学校にあります。ただ、コーディネーターというようなそういう仕事まではなかなかできないかなと。それぞれの小中学校の担当が対応するというのが一番現実かなと思います。
- 田中委員     文科省の通知が10月に出ていて「不登校児童生徒への支援の在り方について」

というのが出ているのですが、できるだけそういった「各学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要」だということが書いてあります。やはり一人一人の先生に任せておくとバラバラの対応になるので、その辺はやはりそういったことの責任を持ったコーディネーター的な人を位置づけた方が良いのではないかと思います。

議長 ありがとうございます。そうしますと、おそらくこちらの事業計画の中にそういったことを位置付けるというよりは、学校の中でどうしていくかというところを検討するべきものかと思われまので、そういったご意見があったことを指導課の方にお伝えいたしたいと思います。検討していただくということが、現段階では妥当かなと思われまますが、いかがでしょうか。

よろしければ、他の点についてもご意見いただければと思います。その他、何かございますか。市民委員の皆様はいかがでしょうか。何かございますか。

大同委員 78ページの「さまざまな子どもや家庭への支援を充実します。」というところです。51番の「関係機関の連携による障害児支援の充実」というところですが、巡回施設支援や外来相談などの充実を図るところですが、充実を図ることと同様にやはり周知をしていくことで、こういう事業を各関係機関が活用したりできると思いますので、一言、例えば「周知や充実を図ります」というようなことも入れていただくと良いと思いました。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。確かに周知というところは、非常に大事だと思いますので、こちらについては文言を追加していただくようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

北村委員 先ほど、1月5日から2月3日までパブリックコメントが行われるということをおっしゃっていたのですが、どのようなものなのか全然わからなくて、このパブリックコメントというのは、この計画を読んだ地域の方や八千代市民の方が意見を言う会のようなものなのでしょうか。

議長 ではそのやり方等について、事務局から願います。

事務局 パブリックコメントは、この1か月の間にホームページや図書館、公民館などでこの計画素案を公表し、市民の方から意見を募るという形になります。意見の提出については、特に様式等は決まっていますが、インターネットで提出する方法や、ファックス、書面による郵送などで「計画のここをこうした方がいいのでは」というような意見を出していただくような感じになります。

北村委員 ありがとうございます。例年こういったパブリックコメントを開いた際には、そういう意見や感想等はあるものなのですか。

事務局 条例の内容や計画の内容にもよりますが、関心があるものについてはあったり、

ないものにはそれほどなかったりという感じなので、やってみないとわからないところが正直あります。

北村委員 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

大同委員 時間が迫っているのにすみません。81 ページの「No.66 虐待防止対策」の中段以降で「育児に困難を抱えている親に向けて、「学びの場を提供することで虐待の防止に取り組みます。」という文言がありますが、最近、虐待する親だけが悪いものではないということが言われていまして、例えばそういう世帯、保護者に寄り添うようなサポートもできるような対策がもしあるのであれば、そういう文言も盛り込んでいただくとどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 ありがとうございます。こちらについては事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 子ども相談センターの毛塚と申します。おっしゃる通りかと思えます。子育て世代包括支援センターの中で、妊娠期から親御さんの方も支援していくという流れがあって、予防対策は基本的にはそちらの方で行っていくような形になっています。66 番の関係なのですが、「グループワークを通じた」というところも実際に今取り組んでおりますが、人数的なこともあるので、このあたりは公に広めてやっていく方法なども検討し、広く公募を行いながら、関心のある方にいろいろな情報を提供していきたいと思っておりますので、少し言葉を替えて修正することを検討したいと思っております。

議長 ありがとうございます。ではその他に何かございますか。

では、ないようでしたら、本日頂戴したご意見につきまして、現段階で修正が可能なものについては修正をしていただいて、パブリックコメントの手続きを進めるということでもよろしいでしょうか。市長のコメントというところについては、またお願いをしたいと思います。

事務局の方よろしいでしょうか。

事務局 次回の会議は、2月20日（木）か21日（金）に開催する予定でございます。会議の出欠席の確認については、後日あらためて通知させていただきますが、既にご予定のある委員さんは、この後、事務局までお知らせいただければと思います。また、会議の出欠席の確認について、これまでは郵送でご案内させていただいておりましたが、お知らせいただいているメールアドレスがある場合は、今後はメールでの送付とさせていただきますと思います。不都合がある場合は、会議後に申し出てくださいますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、以上で本日の会議を終了させていただきます。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。